

栃木県農業大賞審査要領

1 目 的

本要領は、栃木県農業大賞開催要領の7に定める審査及び表彰を実施するため定める。

2 審 査

栃木県農業大賞表彰事業に応募のあった活動の審査は、別に定める栃木県農業大賞審査委員会設置要領に基づく審査委員会において行う。

3 審査方法

審査方法は、書類審査及び必要に応じて現地審査により行う。

4 審査基準

審査基準は別に定める。

5 審査結果報告

審査委員長は審査終了後、速やかに審査結果を開催委員会へ報告する。

6 異議の申立

応募者は審査結果について異議の申立はできない。

7 表彰内容及び選出

開催委員会は審査委員会からの報告に基づき、次の賞区分に従い受賞者を決定し、表彰する。

(1) 農業経営の部

ア 栃木県知事賞 4点以内

高い経営水準であることに加え、先進的な取組を行うなど、他の模範となるものを選出する。栃木県知事賞の中で特に優秀なもの1点以内を大賞（農林水産大臣賞）に選出する。

イ 特別賞（栃木県農業協同組合中央会長賞、下野新聞社長賞） 各2点以内

栃木県知事賞に次ぐ成果を収めているか経営に特徴のあるものを選出する。

なお、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

ア 家族経営協定を締結していること。

イ 参加調書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していることと確認できること。

ウ 農業振興事務所又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

(2) 農村活性化の部

ア 栃木県知事賞 4点以内

独自性や自主性のある活動により、農村振興に顕著な成果を収めるものを選出する。栃木県知事賞の中で特に優秀なもの1点以内を大賞（関東農政局長賞）に選出する。

イ 特別賞（栃木県農業協同組合中央会長賞、下野新聞社長賞） 各2点以内

栃木県知事賞に次ぐ成果を収めているか取組に特徴のあるものを選出する。

(3) 芽吹き力賞

ア 栃木県知事賞 3点以内

独自の問題意識や想いを持ち、新たな着想により一定の成果を収め、今後の発展性が高いものを選出する。

イ 特別賞（栃木県農業協同組合中央会長賞、下野新聞社長賞） 若干点

栃木県知事賞に次いで発展性が高いものを選出する。

8 その他

その他審査に必要な事項は、審査委員会において決定する。

附 則

この要領は、令和元(2019)年7月11日から実施する。

附 則

この要領は、令和3(2021)年7月21日から実施する。